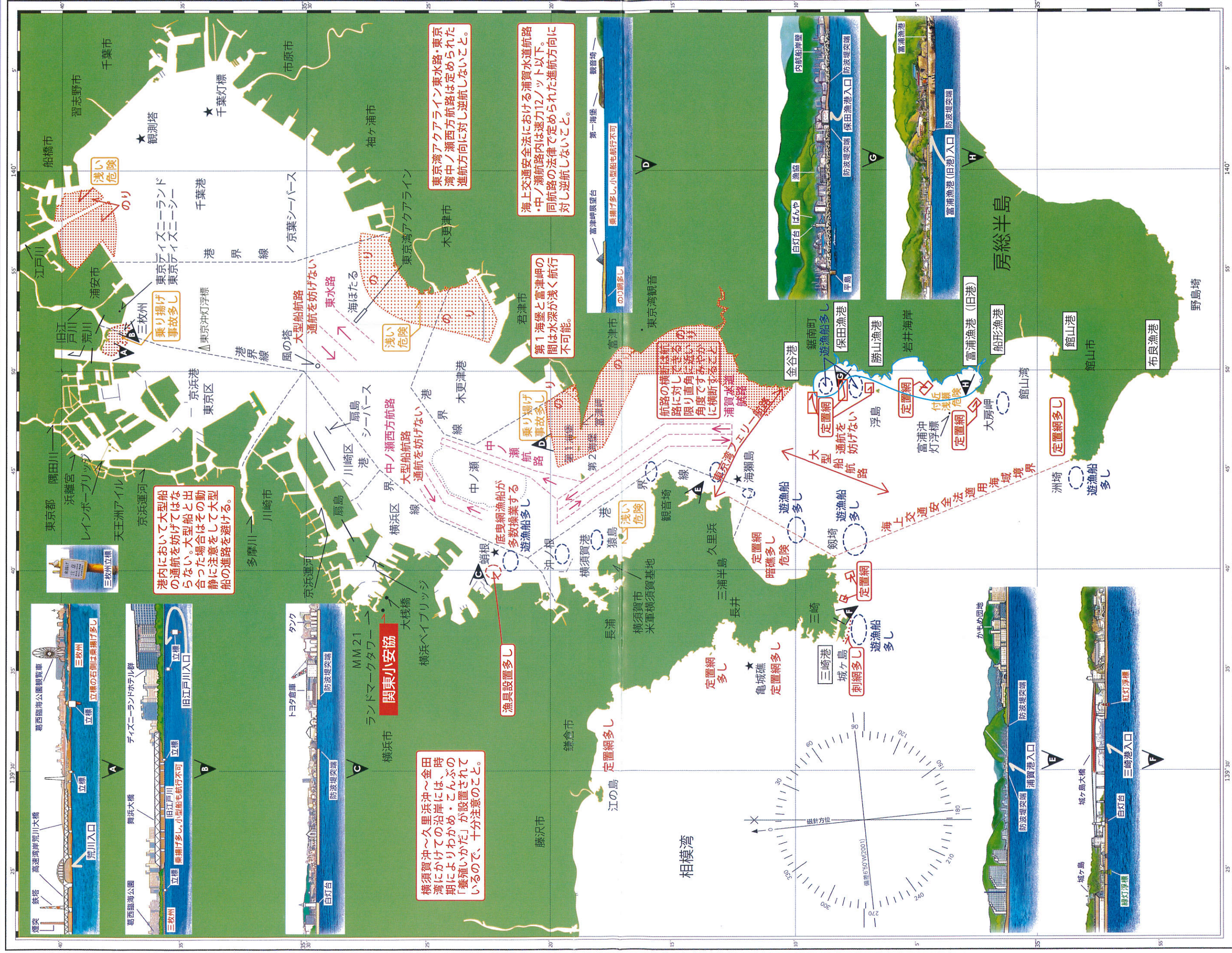


# 関東小安協のご案内



港内において大型船の通航を妨げない。大型船の出合った場合はその動静に注意して大型船の進路を避ける。

横須賀沖～久里浜沖～金田湾にかけての沿岸には、時期によりわかめ・こんぶの「養殖いかだ」が設置されているので、十分注意のこと。

東京湾アクアライン東水路・東京湾中ノ瀬西方航路は定められた進航方向に対し逆航しないこと。

海上交通安全法における浦賀水道航路・中ノ瀬航路内は速度12ノット以下。同航路の法律で定められた進航方向に対し逆航しないこと。

第1海堡と高津岬の間は水深が浅く航行不可能。

航路の横断は航行の制限角度に達しないに横断すること

このマップは参考図であり、実際の航海には海図を使用して下さい。



公益社団法人 関東小型船安全協会

連絡先  
〒231-0011 横浜市中区太田町 4-47 コーフ太田ビル 8F  
Tel ● 045-201-7754 Fax ● 045-201-7758  
E-mail ● ksak@d5.dion.ne.jp  
URL ● http://www.shoanky.or.jp





## ●はじめに

公益社団法人関東小型船安全協会（関東小安協）は、関東及び静岡県の沿岸海域においてモーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等レジャー用小型船の海難防止活動をするとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与することを目的とした団体です。

## ●沿革

昭和49年7月1日 全関東小型船交通安全協議会として発足。（初代会長森繁久弥氏）  
 昭和56年4月1日 社団法人関東小型船安全協会となり現在に至る。

## ●事業運営

本会は、会費（個人、団体）、賛助金（自治体、企業）等で運営されています。

## ●会 員（平成23年3月末現在）

個人会員 891名  
 団体会員（マリーナ等） 52団体  
 賛助会員（自治体等） 38団体

## 本協会活用のおすすめ

日々気象・海象等の変化する海上で、個人が単独でプレジャーボートを運航することは、危険と隣合せです。安全情報の収集は、安全運航の必須条件ですが、一人で収集できる情報は限られています。日頃から、仲間とグループを作って情報交換をするなど、海事知識や運航技術の習得に努めることが大切です。

会員になると、海上安全講習会の開催、航行禁止場所や危険な箇所に関する情報、ボートの取り扱い方、航海計画の相談など安全運航に必要な知識・情報を得ることができます。プレジャーボートを所有し楽しんでいる皆さんの入会をお待ちしております。

## ●活動の状況

### ▶海上安全講習会及び実技講習会

会員を対象に地元海上保安部の指導・支援を受け、海事専門家による海上安全講習会や技術講習会を開催しています。

講習会の内容は

- 海事関係法令や気象、海象などの知識の習得
- 小型船の運航技術や機関の取り扱い技術の習熟
- 水上オートバイ等の実技講習などです。



### ▶安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及・発展活動

児童を対象とした「海洋教室」や「体験乗船」等を通じて、海に親しむ機会をもって、海洋から人類が多大な恩恵を受けていることの認識を深め、海洋レクリエーションの普及を図っております。



海の事故 **無理から 慣れから 油断から**  
 自分で守って海を楽しみましょう！

- 船体・機関の点検 ● 気象・海象情報の入手 ● 位置の把握
- 連絡体制の確保（携帯電話・マリンVHF） ● 118番通報
- 見張りの励行 ● ライフジャケットの常時着用

## 海上安全指導員と安全パトロール艇（関東小型船安全協会）

### ▶海のボランティア

海上保安庁では、安全なマリネジャーを推進するため、安全航行に関する周知・啓発活動を自主的に実施している方々をマリネジャーのリーダーとして位置づけて「海上安全指導員」として指定するとともに、海上安全指導員が活動する船艇を「安全パトロール艇」として指定しています。本協会会員のうちから約290名が海上安全指導員として（全国で約1,700名）、本協会所属艇のうちから約170隻が安全パトロール艇（全国で約1,200隻）として指定を受けて関東及び静岡県沿岸で安全パトロール等に活躍しています。



### ▶海上安全指導員制度とは

海上安全指導員制度は、健全かつ安全なマリネジャー活動を推進させるため、昭和49年に海上保安庁により発足され、今年で、37年を迎えます。この海上安全指導員制度は、民間有志による安全活動を行っている方々（ボランティアによるマリネジャーリーダー）を、第三管区海上保安本部長が「海上安全指導員」として指定し、海上における安全航行に関するマナー周知、当該海域の各種情報の提供等の安全活動を行っています。

### ▶海上安全指導員の表彰

海上安全指導員の活動状況に応じて毎年7月の海の日には海上保安部長、管区海上保安本部長、海上保安庁長官及び国土交通大臣から功労者として表彰されています。更に、全国の海上安全指導員のうち1名が7月1日の「国民安全の日」に安全功労者として内閣総理大臣から表彰されており、これまで本協会からは2名が受賞しております。

### ▶マリネジャー小型船用無線電話

仲間同士の通話が楽しく、かつ、航行安全用として有効な小型船用無線電話を関東小型船安全協会会員の皆様が有効にご利用できるよう、各地に海岸局を整備して運用しています。

「しょうあんきょう」マリネジャー小型船用無線電話海岸局 ※印はUHF併設局							
局名	設置場所	局名	設置場所	局名	設置場所	局名	設置場所
那珂湊	飛鳥マリーナ	夢の島	夢の島マリーナ	久里浜	横須賀モーターボート協会	あぶずり	葉山港事務所
木更津	木更津マリーナ	わいしー <sup>※</sup>	YCC 横浜クルージングクラブ	三浦	シーボニアマリーナ	逗子	逗子マリーナ
浦安 <sup>※</sup>	浦安マリーナ	べいさいど <sup>※</sup>	横浜ベイサイドマリーナ	江の島 <sup>※</sup>	EMC 江の島モーターボートクラブ	下田	伊豆小型船安全協会
東京湾	東京湾マリーナ	うらが	サニーサイドマリーナウラガ	葉山	葉山マリーナ	清水	清水マリーナ

### ▶小安協総合保険の取扱

「掛け金が割安」、「他船を操縦した場合の第三者への賠償事故も担保」、「無線機設置の割引」の小安協総合保険を扱っております。この加入は会員であることが条件です。（詳しくは本協会 HP 参照）

### ▶会員を募集しております

本協会の会費は、次のとおりです。

- (1) 入会金：団体及び賛助：10,000円、個人：5,000円  
 （所属するマリーナ、クラブ等が団体会員の場合は免除）
- (2) 年会費：団体：10,000円以上、個人：5,000円
- (3) 無線電話を設置した方1隻の年会費：3,000円

### ▶小型船舶の交通安全に関する広報等

海上安全に関する各種委員会や協議会に参画し、小型船を代表して意見を述べ小型船舶の安全に反映させております。また、海上安全のためのパンフレットやポスターを作成し、またインターネットのホームページにてプレジャーボートの海上安全に係わる情報及び協会の活動状況を広報しております。